

環境省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
(集中管理の推進)						(集中管理の推進)					
第 17 条 <u>環境省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>						第 17 条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成 25 年度までに、環境省における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令第表の該当項)		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令第表の該当項)		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①(略)	30 年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①(略)	30 年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事の記録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事概要・議事録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
			③(略)		(略)				③(略)		(略)
		(2)~(7)	(略)		(略)			(2)~(7)	(略)		(略)

		(略)						(略)					
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)					(略)
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)			① (略)	30年	(略)			(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>	②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>						
		③立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>		③立案の検討に関する研究調査文書(一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> </ul>							
		(2)~(6) (略)	(略)		(略)	(略)							
(7)解釈又は運用の基準の設定	① (略)	(略)		(略)			① (略)		(略)			(略)	
	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逐条解説</li> <li>・ガイドライン</li> <li>・訓令、通達又は告示</li> <li>・運用の手引</li> </ul>	②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逐条解説</li> <li>・ガイドライン</li> <li>・訓令、通達又は告示</li> <li>・運用の手引</li> </ul>									
4	省令その	(1)立案の	① (略)	30年	(略)			① (略)	30年	(略)			(略)

	他の規則の制定又は改廃及びその経緯	検討	②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事の記録</li> <li>配付資料</li> <li>中間報告、最終報告、提言</li> </ul>
			③（略）		（略）
		(2)~(5) （略）	（略）		（略）
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳入歳出概算</li> <li>予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）</li> <li>概算要求基準等</li> <li>閣議請議書</li> <li>案件表</li> <li>配付資料</li> </ul>
			②（略）		（略）
		(2)~(3) （略）	（略）		（略）
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳入歳出概算案</li> <li>予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）</li> <li>概算要求基準等</li> <li>閣議請議書</li> <li>案件表</li> <li>配付資料</li> </ul>
			②（略）		（略）
		(2)~(3) （略）	（略）		（略）
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
	他の規則の制定又は改廃及びその経緯	検討	②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>開催経緯</li> <li>諮問</li> <li>議事概要・議事録</li> <li>配付資料</li> <li>中間報告、最終報告、提言</li> </ul>
			③（略）		（略）
		(2)~(5) （略）	（略）		（略）
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>歳入歳出概算案</li> <li>予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）</li> <li>概算要求基準等</li> <li>閣議請議書</li> <li>案件表</li> <li>配付資料</li> </ul>
			②（略）		（略）
		(2)~(3) （略）	（略）		（略）

	<p>(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)か</p>	①（略）		(略)		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)か	①（略）		(略)
②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事の記録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・任意パブコメ</li> </ul>		②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事概要・議事録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
③立案の検討に関する <u>調査研究文書</u> （五の項イ）		④～⑤（略）	(略)		③立案の検討に関する <u>調査研究</u> （五の項イ）	④～⑤（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・任意パブコメ</li> </ul>	(略)	

		ら(3)までに掲げるものを除く。)						ら(3)までに掲げるものを除く。)					
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） <u>及び会議（<u>国務大臣を構成員とする会議に限る。</u>）の議事が記録された文書</u>	10年	（略） ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>			6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） <u>（新設）</u>	10年	（略） ・配付資料 <u>（新設）</u>
			⑤（略）		（略）						⑤（略）		（略）

7	省議 (これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①～② (略)	10年	(略)	7	省議 (これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①～② (略)	10年	(略)
			③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ)及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録				③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ) (新設)		・配付資料 (新設)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政	①～③ (略)	10年	(略)	8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政	①～③ (略)	10年	(略)
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料				④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料

		機関への協議その他の重要な経緯	<p>び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）</p> <p>⑤（略）</p>		（略）		<p>び当該会議に議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）</p> <p>⑤（略）</p>		（略）
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	<p>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> <p>①（略）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</p> <p>③～⑤（略）</p>	10年	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul> <p>（略）</p>	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	<p>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> <p>①（略）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</p> <p>③～⑤（略）</p>	10年	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul> <p>（略）</p>
10	地方公共団体に対して示す基準の	<p>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な</p> <p>①（略）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</p>	10年	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> </ul>	10	地方公共団体に対して示す基準の	<p>基準の設定に関する立案の検討その他の重要な</p> <p>①（略）</p> <p>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</p>	10年	<p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> </ul>

	設定及びその経緯	な経緯			・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		設定及びその経緯	な経緯			・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	
					(略)						(略)	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	②～⑤（略）	11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言



		6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯				
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由			(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要	不利益処分をするための決裁文書その他処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由	

		な経緯									
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)						
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ② 審議会等文書 (十四の項目) ③～④ (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	(略) ・ 諮問 ・ <a href="#">議事の記録</a> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見 (略)						
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)						
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の項) ②～⑤ (略)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <a href="#">議事の記録</a> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)						
		な経緯									
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)						
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ② 審議会等文書 (十四の項目) ③～④ (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	(略) ・ 諮問 ・ <a href="#">議事概要・議事録</a> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見 (略)						
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)						
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の項) ②～⑤ (略)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <a href="#">議事概要・議事録</a> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)						

		の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯						の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯				
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(5)不服申 立てに 關する 審議會 等にお ける検 討その 他の重	① (略)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		(5)不服申 立てに 關する 審議會 等にお ける検 討その 他の重	① (略)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
		② 審議會等文 書(十四の項 口)	(略)									
		③~④ (略)	(略)									

		要な経緯			
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		(2) (略)	②～⑤ (略)		(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行	(1)独立行	① (略)	10年	(略)

		要な経緯			
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		(2) (略)	②～⑤ (略)		(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行	(1)独立行	① (略)	10年	(略)

	政法人等に関する事項	政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見		政法人等に関する事項	政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見	
		(2) (略)	③～④ (略)	(略)	(略)			(2) (略)	③～④ (略)	(略)	(略)	
18	政策評価に関	行政機関が行う政	①政策評価法第6条の基	10年	・開催経緯 ・議事の記録		18	政策評価に関	行政機関が行う政	①政策評価法第6条の基	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録

	<p>する事項</p> <p>策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）</p> <p>第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯</p>	<p>本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）</p> <p>②～⑥（略）</p>		<p>・配付資料</p> <p>・中間報告、最終報告、提言</p> <p>（略）</p>			<p>する事項</p> <p>策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）</p> <p>第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯</p>	<p>本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）</p> <p>②～⑥（略）</p>		<p>・配付資料</p> <p>・中間報告、最終報告、提言</p> <p>（略）</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	① (略)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略)	19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	① (略)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略) (2) 審議会等(1)の項から20の項までに掲げ	(略)	10年	(略)	21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略) (2) 審議会等(1)の項から20の項までに掲げ	(略)	10年	(略)
			審議会等文書(二十九の項)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告				審議会等文書(二十九の項)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告

		るものを除く。)			告、建議、提言			るものを除く。)			告、建議、提言
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
24	国際会議に関する事項	国際会議（外国政府との交渉を含む。）に関する重要な経緯	①大臣、副大臣、大臣政務官が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言要領</li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 合意文書</li> </ul>	24	国際会議に関する事項	国際会議（外国政府との交渉を含む。）に関する重要な経緯	①大臣、副大臣、大臣政務官が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言要領</li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 合意文書</li> </ul>
			②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言要領</li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 合意文書</li> </ul>				②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発言要領</li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 合意文書</li> </ul>



			係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの					係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの			
25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	25	(略)	(略)	(略)	(略)	
26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	26	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)						備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)					